

新庁舎建設について

自治会長，地区公民館長合同行政事務説明会

令和3年4月

21日 知覧文化会館

22日 穎娃文化会館

23日 川辺文化会館

目次

- 1 庁舎建設検討の経緯等**
- 2 新庁舎を建設する理由**
- 3 新庁舎建設推進体制**
- 4 スケジュール**

1 庁舎建設検討の経緯等

年月日等	項目
平成19年12月1日	市町村合併
平成21年度	内部検討会（部課長・関係職員）
平成24年度	庁舎の在り方市民検討委員会（5回開催）※3/8提言書
平成25年度	提言に対する市方針を議会へ説明
平成25年度	耐震補強工事（知覧庁舎本館）
平成26年度	耐震補強工事（知覧庁舎西別館，穎娃庁舎，川辺庁舎）
平成28年度	庁舎建設内部検討委員会
平成29年度	庁舎建設等市民検討委員会（5回開催）※3/23提言書
平成30年9月	提言に対する市方針の決定

(1) 合併協議 平成19年12月1日合併

新市の事務所位置について〔協定項目4〕

- 1 新市の事務所位置は、知覧町郡6204番地（現知覧町役場）とする。
- 2 新市の事務所の方式は、総合支所方式を基本とし一部の機能を分散するものとする。現在の穎娃町、知覧町及び川辺町のそれぞれの庁舎に総合支所を置くものとする。なお、それぞれの総合支所に支所長を置き、支所機能と本庁機能を明確に区分するものとする。
- 3 知覧町南部出張所は、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後5年以内に廃止する。
- 4 新庁舎建設については、建設場所や財政上の問題等から現在の役場や関連施設を有効活用し、新庁舎は当分の間、建設しないこととする。

(2) 庁舎の在り方市民検討委員会の提言に対する市の方針 平成25年度

- ① 15年後（H40年:2028年）の新庁舎建物完成を目指す。財源確保のため、毎年1億円以上の庁舎建設基金積み立てを目指す。
- ② 必要最小限にとどめた耐震補強工事を進める。
- ③ 支所については、本館若しくは別館を、または支所庁舎以外の出先施設を活用するなどして、将来の行政組織のあり方に見合った庁舎存続を行う。
- ④ 新庁舎建設にかかわらず、支所機能のあり方を検討しながら人員と業務の本課集約を進める。支所業務は、窓口サービスなど市民生活に直結するサービスに重点を置いた業務体系へ移行していく。現在行っている地域独自のイベント開催などの地域活性化の取り組みに対して支援するとともに新たな振興策を進めていく。
- ⑤ 市役所経由の交通ルートの設定等、高齢者や交通弱者に配慮していく。
- ⑥ まちづくり参加条例に基づき、市民参加の機会拡充に努める。
- ⑦ 事務事業や業務の見直し、職員削減や公の施設の管理運営の見直しを継続して、一層の行財政改革を推進する。

(3) 庁舎建設等市民検討委員会の提言に対する市の方針 平成30年度

- ◎新庁舎の位置は、総合的に検討し知覧農業振興センターが適当と判断する。
- ①財政状況を十分に考慮した建設計画を行うこととする。また、合併推進債が平成34年度（2022年度）までしか起債できないことから、将来への負担を減らすためにも、その延長について、国県等へ引き続き要望する。
- ②知覧庁舎の跡地利用やちらん町商店街の活性化、併せて、三地域の均衡ある発展のため、それぞれの地域特性を生かした地域振興策を検討する。
- ③本庁方式への移行に伴い、支所機能の縮小が予想されることから、市民サービスの低下を招かないように、市全域における新たな仕組みを検討する。
- ④市が保有する遊休資産の積極的な処分のほか、あらゆる手段を模索し、財源確保に努める。
- ⑤新庁舎は歴史や景観と調和した市のシンボルとなるよう検討しつつ、ランニングコストの面からも経費を抑える設計を検討する。

2 新庁舎を建設する理由

(1) 庁舎の老朽化が進み、今後長くは使用できない状況

※鉄筋コンクリート造の目標耐用年数は65年

- ・ **耐震補強**を知覧庁舎（本館）は平成25年度に、**顕娃庁舎**，**知覧西別館**，**川辺庁舎**は平成26年度に実施しているが、**建物の耐用年数（寿命）が延びたわけではない。**
- ・ **バリアフリー**，**ユニバーサルデザイン**への対応が十分ではない。
- ・ **地域防災拠点としての機能・性能を有した庁舎が必要**
- ・ **省エネルギー**，**自然環境への配慮**が十分ではない。

各庁舎の建設年		
庁舎	建設年	経過年数(R3年時点)
顕娃庁舎	1969年 (S44)	52年
知覧庁舎	1963年 (S38)	58年
川辺庁舎	1967年 (S42)	54年

(2) 業務の効率化を図るため本庁方式へ転換

- ・ 人員の削減により、人件費を抑制し財政健全化を図る。

【正職員数 合併時：505人 → 令和10年：350人（目標）】

※職員数は「南九州市第3次定員適正化計画」による。

- ・ 本庁に集約するスペース（庁舎）がない。
- ・ 支所の規模は縮小するが、本庁・支所問わず現在の住民サービスは維持する。

(3) 有利な財源を活用する。

- ・ 合併推進債

※合併推進債の発行期限延長を要望してきたが、延長しない旨の通知があった。しかし、経過措置として令和4年度中に実施設計に着手すれば、財政措置が受けられる。

※基本構想・基本計画 → 基本設計 → 実施設計 → 建設工事

○新庁舎の想定規模	
区 分	規 模
収容職員数	350人
敷地面積	25,000m ²
延床面積	7,000m ²
駐車場	20,000m ² (800台)
総事業費	約40億円

注1) 想定規模の数値は、庁舎の在り方市民検討委員会、庁舎建設等市民検討委員会で検討するために試算したものです。国土交通省の庁舎面積算定基準、建築着工統計調査や先進事例を基に試算しています。

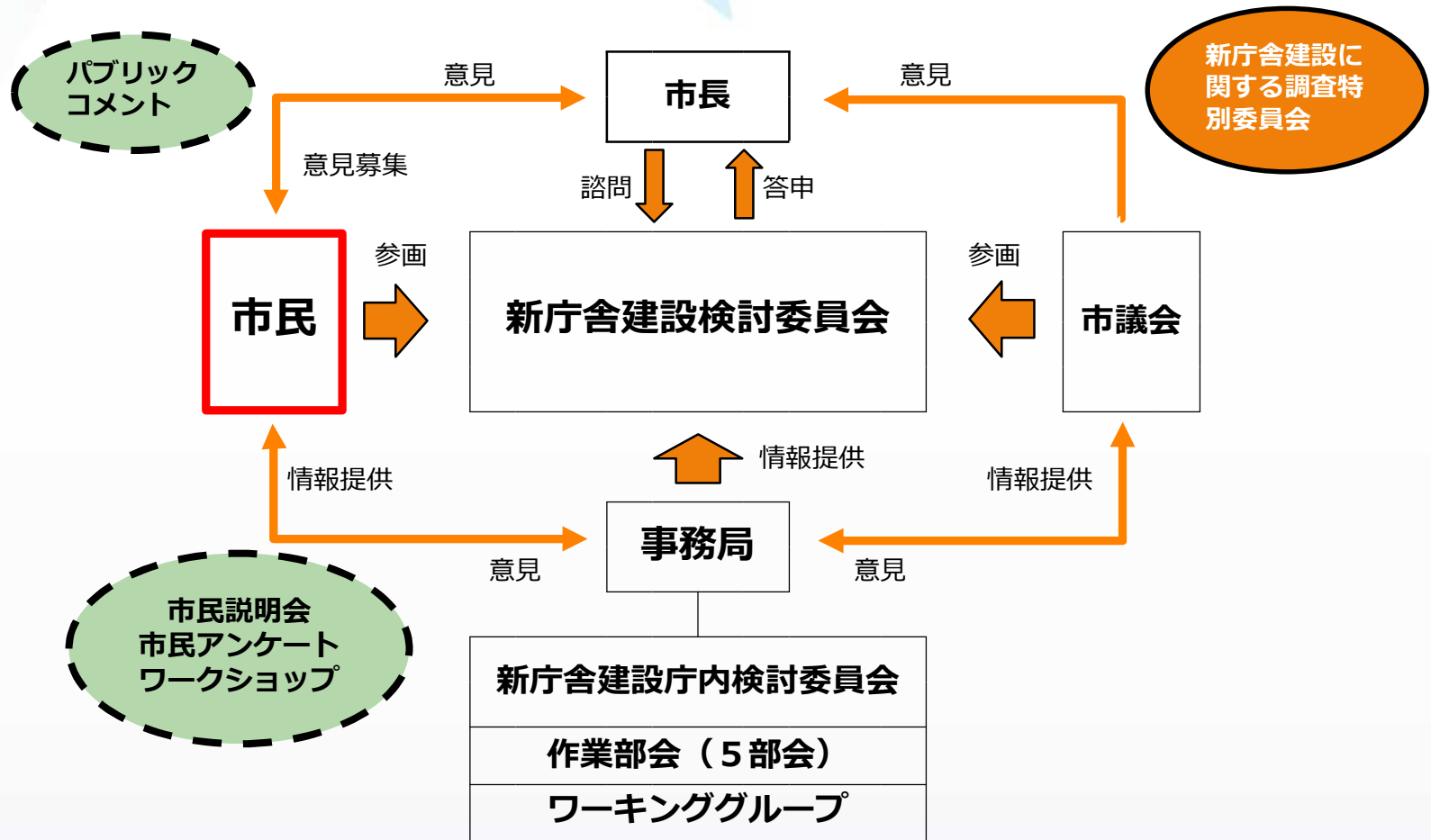
注2) 職員数は、新庁舎に入ると想定する正職員、再任用職員、会計年度任用職員の総数です。

※起債対象事業費を40億円とした場合

○ 合併推進債 を活用したイメージ（元金のみ試算）		
一般財源 ・基金 4億円	合併推進債（対象事業費の90%に充当可能） 36億円	
市負担 4億円	市負担（36億円の60%） 21.6億円	交付税措置（36億円の 40%）14.4億円
市負担合計 25.6億円		交付税 14.4億円

○ 一般事業債 を活用したイメージ（元金のみ試算）		
一般財源・基金 10億円	一般事業債（対象事業費の75%に充当可能） 30億円 ※交付税措置なし	
市負担合計 40億円		

3 新庁舎建設推進体制（全体）



4 スケジュール

建設等スケジュール（案）

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
基本構想・基本計画	←→				
基本設計		←→			
実施設計			←→		
建設工事				←→	
開庁					★
新庁舎建設検討委員会 (外部委員)	←→				
市民説明会, アンケート, ワークショップ, パブ リックコメント	←→				